平成２８年（フ）第９７５号
神戸市北区鈴蘭台北町４丁目８番１―102号
債務者　手﨑　孔榮
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１９号
鹿児島県霧島市隼人町神宮６丁目11番27号レジデンス佐藤202号室
債務者　春　　和己
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
千葉県君津市南子安８―７―27、住民票上の住所千葉県木更津市畑沢３丁目４番Ｃ棟104号
債務者　定金美沙希
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１３０号
千葉県木更津市高柳１丁目９番11号
債務者　中村　昌弘
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第６０８号
神奈川県足柄上郡中井町比奈窪238番地、前住所神奈川県厚木市妻田北２丁目８番８号
債務者　前川　勝彦
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６６６号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番２―1002号
債務者　竹原　淳一
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６９４号
神奈川県平塚市横内3693番地の４　エスポワールＳⅡ107号
債務者　鈴木　和則
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８７号
山口県下松市瑞穂町３丁目６番13号　セレノアロッジオ弐番館101号、前住所山口県下松市瑞穂町２丁目17番９―603号
債務者　三笠　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２０８号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目29番地　市営アパートＪ―405
債務者　折笠　幸夫
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２１２号
神奈川県横須賀市芦名１丁目11番５―202号
債務者　野中　剣一
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０２号
神奈川県横須賀市坂本町２丁目20番地　フラワーハイツ102
債務者　小林　一夫
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６８５号
神奈川県中郡二宮町二宮407番地の11　ビーチサイドハイツ103号
債務者　小島八重子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１５号
山口市矢原944番地１　レジデンス内田201号
債務者　河橋　利江
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
秋田県横手市八幡字長者町15番地１　田園ハイツ106
債務者　飯田由美子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１５１号
茨城県つくば市小田3097番地
債務者　前川　　忍
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８９号
茨城県土浦市中1180番地25　川住荘203
債務者　山田　浩二
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２１６号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目21番地２パストラル宮岡第２―307号
債務者　櫻井　晃夫
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係